

## 宅地建物取引士死亡等届出書

宅地建物取引士について、宅地建物取引業法第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

印

受付番号

受付年月日

届出時の登録番号

*									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

*									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

4	5								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者と届出人の関係	1. 相続人 2. 本人 3. 後见人 4. 保佐人		
届 出 の 理 由	1. 死亡 2. 法第18条第1項第1号 3. 法第18条第1項第2号 4. 法第18条第1項第3号 5. 法第18条第1項第4号 6. 法第18条第1項第4号の2 7. 法第18条第1項第4号の3 8. 法第18条第1項第5号 9. 法第18条第1項第5号の2 10. 法第18条第1項第5号の3		
宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者の氏名		性 別	1. 男 2. 女
生 年 月 日	年	月	日
登 録 年 月 日	年	月	日
本 籍			
住 所			
業務に従事する(又はしていた)宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称		
	免許証番号	国土交通大臣 ( ) 第 号 知事	
届 出 事 由 の 生 じ た 日	年	月	日

確認欄  
\*